

～ 国際研修 ～

第3回ラオス本邦研修 －ラオス民事訴訟法改正を見据えて

国際協力部教官
中 村 憲 一

ラオスでは、2010年7月から、JICAの技術支援の一環として、「法律人材育成強化プロジェクト」が実施されており（期間は4年間で予定）、本誌でも、プロジェクトの開始時にこれを特集として取り上げたほか¹、民法・刑事訴訟法各サブワーキンググループを対象とした本邦研修（第1・2回）²、民事訴訟法サブワーキンググループを対象とした現地セミナー³の様子をそれぞれ紹介している。

本稿では、2012年1月23日（月）から同年2月3日（金）にかけて、大阪及び東京で、民事訴訟法サブワーキンググループを対象として実施した第3回本邦研修につき報告する⁴。

1 本研修の概要

本プロジェクトの詳細、本研修に先立つ現地セミナーの様子については、前記の本誌44号掲載の特集、同49号掲載の記事を参照願いたい。

本研修の概要は、次のとおり。

¹ 本誌44号に「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」として掲載した。

² 本誌47号で2011年3月実施の第1回本邦研修（民法サブワーキンググループを対象）を、本誌50号で同年10月実施の第2回本邦研修（刑事訴訟法サブワーキンググループを対象）を、それぞれ紹介した。

³ 本誌49号で、2011年9月開催の現地セミナー（民事訴訟法サブワーキンググループを対象）を紹介した。

⁴ 本研修については、テレビ東京『地球VOCE』の取材が入り、「ラオス人によるラオス人のための法律作り」という副題が付され、その様子がテレビ放映された。放映された映像は、2012年10月4日まで、<http://www.youtube.com/watch?v=AAT2yNSNoYE>で公開されている。

(1) 参加者

本研修は、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、中部高等人民裁判所副所長であるソムサク・タイブンラック氏を始め、裁判所、検察院⁵、ラオス国立大学、司法省及び同省所管の法科大学から合計15名の研修員が来日し研修に参加した。

また、講師は、いずれも本プロジェクトアドバイザーグループのメンバーである名古屋大学大学院法学研究科酒井一教授、大阪大学高等司法研究科名津井吉裕准教授、法務省大臣官房萩本修審議官、京都大学東南アジア研究所瀬戸裕之研究員にお願いした。

なお、全日程を通して、JICA長期派遣専門家である石岡修弁護士⁶、大阪地方裁判所高木博巳裁判官が参加したほか、一部につき、JICA国際協力専門員の佐藤直史弁護士、同職員の板垣賢樹氏が加わった。

(2) 目標と内容のあらまし

民事訴訟法サブワーキンググループでは、従前、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めていたが、本研修時には、

⁵ ラオスの民事訴訟では、検察官は、裁判所での法律の実施につき監査及び調査を行うことを目的として、訴訟手続に参加するとされている（37条）。なお、以下では、特に断らない限り、条文は現行の2004年改正民事訴訟法のものである。

⁶ 現地プロジェクトオフィスのナショナルスタッフであるラタヤ・コー氏も研修員に同行し本研修に参加した。

チャート作成作業も完成が近付き、次の段階であるモデル教材作りのコンセプト等について議論するに至っていた。

他方、ラオス民事訴訟法は、2012年6月に国会の審議を経て改正される予定であり⁷、モデル教材は、同改正を踏まえたものとなることを見込まれ、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーも改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなど改正作業に一定程度関わっていた。

本研修は、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを研修員として日本に招き、

○ 日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務並びに日本における法曹・法学教育等に関して情報提供を行う

○ モデル教材の作成作業が効果的・効率的に行われ、その内容が法改正を適切に反映し充実したものとなるようにする

ため、次のようなプログラムとした（別添の日程案を参照）。

○ 講義

名津井准教授、当部松川充康教官によるもの

○ レポート及び集中協議

まず、ラオス側が改正草案に関するカントリーレポートを行った上、ラオス側から要望のあった5つのテーマ、すなわち

I 送達

II 訴状の受理

III 訴訟参加者（当事者、代理人ほか）

IV 当事者による証拠の提出と裁判所による証拠採用

V 再審

⁷ ラオスでは、最高人民裁判所が民事訴訟法を所管しており、同裁判所が、政府・国会から、法改正のための研究を任された。そして、プロジェクトのMC（Management Committee）のメンバーであり、民事訴訟法サブワーキンググループの実質的な牽引役の一人である最高人民裁判所司法研修所長ブンクアン・タヴィサック氏が中心となって改正法の起草を行った。

につき、ラオス側から現行法及び改正草案に関する発表を行い、日本側が質問・コメントをするなどの集中協議

○ 見学

法科大学院、地方裁判所、最高裁判所、司法研修所、法務省民事局の各見学

○ 協議、質疑応答ほか⁸

日本の法曹養成に関する質問に答えた⁹ほか、日本の訴訟制度及び弁護士制度の各沿革についても説明した。



研修員からの質疑に答える様子

以下、それぞれの内容について紹介する。

2 講義について

研修員は、ラオスの民事訴訟法に関する理解を深める一つのきっかけとするため、本研修を通して、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務について情報を得ることになるので、その導入として冒頭で、日本の民事訴訟手続に関する基本的なイメージを持っておくことが有益である。

そこで、松川教官が、司法研修所で用いているビデオ教材を利用しながら、日本の民事訴訟における一審手続について説明を行った。

ラオス側からは、ビデオ視聴の際、

⁸ 手続・法令チャートの検討の時間を若干とったが、ここでは、その内容の紹介は割愛する。

⁹ 研修員によると、ラオスでは、現在、法曹養成のマスタープランを作成中とのことであり、効果的な養成課程を研究中とのことであった。

- ・ 証拠をどのようなタイミングで提出するのか¹⁰
- ・ どのような証拠を提出するか
- ・ 当事者不在のまま証人尋問を行うことができるのか
- ・ 和解については、どのような形で残すのか。録音テープでも残すのか¹¹

などといった質問が出た。

また、研修員がラオスの民事訴訟法理論につき考えを深める際の参考としてもらうため、名津井准教授に、職権主義と当事者主義、訴訟と非訟をテーマとして取り上げ、講義をしていただいた。



名津井准教授による講義の様子

職権主義と当事者主義については、それぞれの概念を説明した上、日本の民事訴訟法では、訴訟手続の開始・終了、審判対象の設定の各場面では、当事者主義（処分権主義）が、判決の基礎となる資料の収集・提出の場面では当事者主義（弁論主義）がそれぞれ妥当することを、また、訴訟手続の進行・運営、判決の基礎となる事実の認定（証拠の評価）の場面では職権主義が妥当することを説明した。

ラオスの民事訴訟法には自白という概念がないため、この点の理解がやや困難であったらしく、研修員からは自白に関する質問が出された。また、ラオ

¹⁰ ラオスの裁判所は、予め十分な証拠を収集・検討した上で、審判（タイスワン）に臨んでいるとのことである。

¹¹ 研修員によると、ラオスでは、和解の内容を書面にまとめても、後で、言った言わないの争いになることがあるため、その書面に各当事者のサインをさせるとのことであった。

スの裁判所における証拠の採否に関して、研修員から興味深い説明があった。すなわち、ラオスの裁判所は、当事者が申請した書面も証人も全て取り調べた上で、その中から信用できるもののみを事実認定の基礎にするとのことであり、日本の裁判所のように、必要性がない証拠申請を却下するという判断はしないとのことであった¹²。

また、訴訟と非訟については、両者の概念が生まれた背景を説明した上、訴訟手続と非訟手続とを対比し、日本の非訟事件手続法や人事訴訟法における処分権主義の制限や職権探知主義について説明した。

3 レポート及び集中協議について

(1) 民事訴訟法改正に関するレポート

最高人民裁判所司法研修所長ブンクアン・タヴィサック氏からは、民事訴訟法改正¹³について、以下のような報告がなされた。

まず、現行の2004年改正民事訴訟法（以下、単に「現行民事訴訟法」という。）を改正する必要性に関し、次のような点を指摘した。



民事訴訟法改正に関するレポートの様子

¹² ラオスの民事訴訟法においては、原告は、その請求の根拠を形成する事実を証明するための、被告は、その答弁又は反訴の根拠を形成する事実を証明するためのあらゆる証拠を提示する義務を負う（20条）とされる一方、裁判所は、事実についての詳細、徹底的かつ客観的な真りに基づき独自の判決を下すことにより、証拠調べ及び証拠評価を行わなければならない（22条）とされており、こうした規定が、裁判所による広範な証拠採用をもたらしているようである。

¹³ 現行民事訴訟法は、11部、17章、129条からなるが、改正草案は、本研修時、19部、30章、400条に及ぶものとなつ

- ① 2009年改正人民裁判所法では、郡人民裁判所をまとめて地区人民裁判所とし、(県・首都人民裁判所が控訴審判決を言い渡した事件について) 高等裁判所に破棄審としての権限を与えたが、未だ民事訴訟法には反映されていない。
- ② 従来、郡人民裁判所は、訴額2,000万キップ¹⁴未満の民事事件の管轄を有していたが¹⁵、経済発展により、多くの事件の訴額はそれ以上となり、県・首都人民裁判所に事件が集中するようになっていた。
- ③ 現行民事訴訟法には、全体的に詳細な規定が置かれていないため、裁判を実施する際の拠り所がなく、裁判の実施に統一性を欠いている(例えば、訴訟の原則、事件受理、裁判官による事件研究・検討、訴訟に参加する当事者、証拠の受理と取調べ、訴えの審理に関する規則、訴状・召喚状の送達など)。
- ④ 条文の中には、内容が適正でなく、全てを網羅していないために実施できないものもある(例えば、答弁に関する規定、訴えの審理に関する規則、証拠の取調べに関する規則など)。
- ⑤ 訴訟手続における当事者の参加及び第一審裁判所における証拠提出の不備・不足により、上級裁判所に控訴・上告される事件が多いため、規則を詳細に定め、手続の迅速・透明・公正を保障しなければならない。
- ⑥ ラオスがWTOにメンバーとして参加するための準備として、民事訴訟制度が国際的な原則に適合するよう改訂し、民事における公平性を効率よく実現できる司法制度を確立する必要がある。

そして、現行民事訴訟法の基本的な改正点として、

主として、以下のような点を指摘した¹⁶。

- ① 「第2部基本原則」に、当事者に主張・反論等の機会を保障し(改正草案13条¹⁷)、組織・企業が事件に関する情報・証拠を提出する責務を負う(同27条)との規定を置いた。
- ② 「第3部管轄」では、民事・商事・家事・少年の各事件の担当、各レベルの人民裁判所の管轄について詳細に定め、移送に関する規定(改正草案56条)も置いた。
- ③ 新たに第4部として、「訴訟において責任を有する者」に関する規定を置いた。特に、改正草案59～63条では、訴訟における裁判官や裁判所職員の権限・役割について詳細に定めた。
- ④ 「第5部訴訟における参加」では、原告、被告、証人その他参加者の権限と責任を明確に規定した。特に、証拠を収集・提出する権利と責任を規定する条文を置いた(改正草案72条。なお、108条参照)。
- ⑤ 「第6部証拠と証拠調べ」では、証拠の提出に関するルールと証拠の受理・取調べについて詳細に記載した(改正草案109, 115, 125条など)。
- ⑥ 「第7部裁判所的手段」では、仮処分を含め、請求を担保するための手段に関する詳細な規定を設けた(改正草案128, 131, 132条など)。
- ⑦ 「第8部召喚状の発行と送達」では、召喚状の発行手続や送達手続について詳細に規定するとともに、当事者が欠席した場合の判決の対処についても規定を置いた(改正草案155条)。
- ⑧ 第10部から第13部では、第一審、控訴審及び破毀審裁判所における訴訟手続について、従来、規定する条文が不十分であったため、詳細な規定を設けた。例えば、訴状の提出(改正草案164, 165条)、事件の審理(同180条)、当初から

ていた。

¹⁴ 日本円に換算すると、およそ20万円

¹⁵ 2009年改正人民裁判所法は、地区人民裁判所は訴額3億キップ(およそ300万円に相当)以下の訴訟事件等を第一審として審理するものと規定している(27条)。

¹⁶ 改正点を検討するに際しては、主に、ベトナム、中国、日本、タイの民事訴訟法を参考にしたとのことであった。

¹⁷ あくまでも本研修時の改正草案における条文番号であり、改正法では、条文番号が異なる可能性がある(以下、同様)。

の当事者の参加（同181条）などに関する規定を置いた。

- ⑨ 「第14部再審」では、再審の手續や要件を詳細に規定した。
- ⑩ 「第15部民事的請求の審理」では、無能力者の宣告、失踪者の宣告などのいわゆる非訟手續に関する規定を設けた。
- ⑪ 「第16部民事訴訟における国際協力」では、外国判決を承認する手續等について詳細に規定した。

以上の改正では、訴訟における証拠提出等の責務が基本的に当事者にあることを明確にし¹⁸、裁判所の負担を減らし、裁判所がより判断に集中できるようにすることを目指している。また、原則として第一審に証拠が提出され、上級審では専ら下級審の判決をチェックすることとする。さらに、訴訟手續を詳細に定めることにより、期間に関する規定を置き訴訟が長引くのを防止できるし、また、裁判官の拠り所となってより妥当な判決が下せるようになり、国民の裁判所に対する信頼が高まることを期待している。加えて、今回の改正は、将来、他の法律に散らばっている条文を集め、民事訴訟法典としてまとめる準備としての意味合いもある。

(2) テーマⅠ：送達¹⁹

中部法科大学副学長サイキット・ヴィシーソムバット氏から、送達に関し、報告があった。

改正草案150条は、送達と通知の形態について、

- ①関係者への直接的な送達、②郵便による送達、③公示送達、④マスメディアを通じた送達の4つを規定している^{20 21}。

¹⁸ 本人訴訟が多いラオスの現状において、当事者がこうした責務を果たせるのかについて、一部の研修員から、かなり困難である旨の意見が出ていた。従来の職権主義的な裁判官の意識を相当変える必要が出てくる旨、日本側から指摘した。

¹⁹ 各テーマに関し、現行民事訴訟法と改正草案それぞれにおける制度について報告があり、協議を行ったが、ここでは、改正草案における変更点を中心に紹介する。

²⁰ 起草者は、直接的な送達ができなければ郵便による送

(3) テーマⅡ：訴状の受理

南部法科大学教官ブンカム・チャンタマンリー氏から、原告による訴え提起の際の訴状の提出と受理に関し、報告がされた。

改正草案では、第10部第1章において、訴状の提出と受理に関し、詳細な規定を置いている。特に、当事者の証拠収集・提出の責務の表れとして、訴え提起の際に、証拠を提出することが規定された（164条）。また、訴状が163条、166条に適合しているかチェックし受理する権限が書記官にあることが明確になった（62条）ため、訴状の受理に際して所長や副所長にうかがいを立てる²²ことがなくなり、迅速になることが期待される。



集中協議の様子

(4) テーマⅢ：訴訟参加者²³（当事者、代理人ほか）

ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長パイマニー・サイヴォンサー氏から、訴訟参加者に関す

達、それができなければ公示送達、公示送達も無理であればマスメディアを通じた送達を行うという関係にあるものと解している。

²¹ ラオスでは、山間部に点在する村に書類を送る場合、路線バスの運転手に委託する場合や村を訪ねる行政機関の職員に託す場合がある。こうした場合が直接的な送達に当たるのか、郵便送達に当たるのかは必ずしも明らかでない。

²² 現行民事訴訟法では、「裁判所」において訴状が66条に適合するか審査をすと規定され（69条）、書記官がこれを行うべきと解されていたが、自信のない書記官が所長や副所長にうかがいを立てるといった運用が広くみられ、それが遅延の一つの原因となっていたようである。

²³ 日本でいう講学上の「訴訟参加」とは異なり、広く訴訟関係者を意味するものと理解するのが適当であろう。

る報告があった。

改正草案第4部では、訴訟参加者の権限や役割について詳細に定めており、第2章では、検察官の参加について、民事訴訟手続一般の場合の権限と責務(67条)、民事訴訟の原告となる場合の権限と責務(68条)について規定している。

また、改正草案第5部には、新たに、当事者になるための条件(71条)、承継後の手続(76条)、専門家の権限と責務(83条)、通訳人の権限と責務(85条)、弁護士又は保護者の権限と責務(87条)、代理人(88条)、委任された代理人の権限と責務(92条)、代理の禁止(93条)、代理人の委任制限(94条)及び代理の終了(95条)の規定が置かれた。

(5) テーマⅣ：当事者による証拠の提出と裁判所による証拠採用

ビエンチャン首都人民裁判所裁判官アクソンシン・ヴィサイヤライ氏が、証拠の提出と裁判所による証拠評価に関する報告を行った²⁴。

改正草案は、第6部に、証拠の提出等に関する詳細な規定を置き、具体的には、証拠の形態(104条)、証拠の提出(109条)、証拠の受理(110条)、証拠の収集(112条)、証言(113条)、当事者の立会(115条)、検証(116条)、検証調書(117条)、鑑定要旨(118条)、関係機関の裁判所に対する証拠提出義務(120条)、証拠管理(122条)及び証拠の承認に関する規制(126条)の規定を設けた。

(6) テーマⅤ：再審

最高人民検察院再審査部副課長カムムアン・シヴィライ氏から、再審に関する報告が行われた。

4 見学について

民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーに

とって、本研修は初回の本邦研修であり、

- ・ 大阪大学法科大学院
- ・ 大阪地方裁判所(法廷傍聴等を含む。)
- ・ 司法研修所
- ・ 最高裁判所
- ・ 法務省民事局

といった機関を見学した。

大阪大学法科大学院では、日本の法曹養成の仕組みについて説明を受け、その中で、法学部教育とロースクール教育との関係、ロースクールでは思考能力の向上に重きを置いた教育を行っていることなどについても教えてもらう機会を得た。研修員は、図書室の充実ぶりに目を見張っていたほか、学生が自習室で勉強に励む様子を興味深そうに見ていた。

また、大阪地方裁判所では、口頭弁論期日において、裁判長が訴訟代理人らに釈明を求める場面を傍聴することができたほか、裁判官との意見交換の中で、どのような場合に合議とするかについて説明を受け、また、裁判所の電話会議システムを実演して見せてもらうなどした。

司法研修所では、施設見学のほか、修習制度の概要について、制度の変化を含めて説明を受けたが、研修員からは、いきなり実務修習から始まる現行制度と、研修所における集合導入教育から始まる旧制度とを比較して、長所・短所を問う鋭い質問が出た。

さらに、最高裁判所の見学の際には、研修員の口から、神々しさを感じる、公正な判断が下されるのではないかとの印象を持ったとの感想が出ていた。

このほか、法務省民事局を訪問した際には、裁判官出身の局付検事から、同局職員の構成のほか、立案作業の過程について説明を受け、研修員からの多くの質問にも丁寧に回答してもらった。

5 所感

今回のラオスにおける民事訴訟法改正は、最高人民裁判所のわずかな裁判官らが起草に当たったが、ラオス人自身の手によるものであり、まずは困難な

²⁴ 現行民事訴訟法下の運用に関してはあるが、協議の中で、ラオスの裁判所は、どのような場合に職権で証拠を収集するかについて議論した。公的機関が書類を管理する場合など、当事者が自分で証拠を入手できないような場合に限るといった意見もあったが、裁判官が真実を知りたいときなどに広く証拠収集を行うとの意見も出された。

作業を担当した彼らに敬意を表したい。

条文数が従来の3倍以上に増え、これまで規定が置かれていなかった手続の間隙が埋められ実務の掘り所が与えられたと評価できる反面、今後、改正法に基づく運用が円滑に行われるためには、改正法に対するラオスの法律家の理解を広げ、深めることが必要不可欠である。

前記のとおり、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーは、改正前から、改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなどしており、改正法の理解を深める機会を与えられてきたが、本研修もまた、改正法を反映したモデル教材作りにとどまらず、彼らが改正法に基づく法教育又は実務改善を行う上で参考になるものだったのではないかと思われる。

研修員らは、昨年9月の現地セミナーの時にも増

して本研修に積極的に参加しており、ラオス民事訴訟法を巡る理論（解釈論）は未だ発展途上ではあるが、日本側との議論も相当程度かみ合ってきており、その積極性と相まって、今後の展開に期待を持たせるものであった。

最後になるが、まずは、今回の本邦研修を実施するに当たり、大変ご多忙中、酒井教授、名津井准教授、萩本審議官、瀬戸研究員にご参加いただいたことに感謝申し上げます。また、石岡専門家にも、時にラオス側の理解が深まるよう、時に日本側がラオスの制度を誤解しないよう、適時適切な指摘をいただいた。さらに、訪問の機会を与えていただいた見学先の皆様の協力なくしてこのような充実した研修とはなり得なかった。この場をお借りして皆様にお礼申し上げます次第です。ありがとうございました。



全員で記念撮影！！

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第3回本邦研修日程表

[担当教官：中村教官，松川教官 担当専門官：菅原専門官，石井専門官]

月日	曜日	9:30 12:00	14:00 17:00	備考
1 / 23	月	JICAオリエンテーション OSIC	ICDオリエンテーション OSIC 日本の民事訴訟第一審手続について —司法研修所ビデオ教材を利用して— 国際協力部教官 松川充康	OSIC
1 / 24	火	日本の民事訴訟法講義(総論，判決から眺めた手続全体像，判例など) 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 国際会議室	日本の民事訴訟法講義(総論，判決から眺めた手続全体像，判例など) 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 国際会議室	国際会議室
1 / 25	水	ラオス民事訴訟法改正に関するカンントリーレポート 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	民事訴訟法に関する集中協議 阪大 名津井教授 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	JICA-Net (テレビ会議) 国際会議室
1 / 26	木	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	JICA-Net (テレビ会議) 国際会議室
1 / 27	金	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	部長主催意見交換会 記念撮影 民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員 国際会議室	JICA-Net (テレビ会議) 国際会議室
1 / 28	土			
1 / 29	日			
1 / 30	月	法科大学院訪問 大阪大学	大阪地方裁判所訪問 大阪地方裁判所	
1 / 31	火	質疑応答，民事訴訟手続チャート修正，教材作成の進め方協議など 国際協力部教官 OSIC	東京移動	
2 / 1	水	司法研修所訪問 司法研修所	法務省民事局訪問 法務省民事局	
2 / 2	木	最高裁判所訪問 最高裁判所	法務総合研究所 質疑応答，民事訴訟手続チャート修正，教材作成の進め方協議など 長表敬 名大 酒井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 法務総合研究所	
2 / 3	金	総括質疑 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 JICA研究所	評価会 JICA研究所	閉講式 JICA研究所
2 / 4	土			

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第3回本邦研修 研修員

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
2	ブンクアン・タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所司法研修所長
3	ポーンペット・ウンケオ
	Ms. Phonephet OUNEKEO 最高人民検察院民事審査部副部長
4	ソムマーイ・シーウドムパン
	Mr. Sommay SYOUDOMPHANH 北部法科大学学長
5	パイマニー・サイヴォンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
6	カムムアン・シヴィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院再審審査部副課長
7	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
8	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA 中部法科大学学長
9	サイキット・ヴィシーソムバット
	Ms. Saykhit VISISOMBAT 中部法科大学副学長
10	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力課長
11	ネオパチャン・カムマニヴォン
	Mr. Neophachan KHAMMANIVONG 司法省法律情報課副課長
12	アクソンシン・ヴィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
13	チャンスック・カムプー
	Mr. Chansouk KHAMPOU 最高人民裁判所司法研修所専門官
14	プーミー・シンラッタナタマテーヴァー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省法律研究国際協力局専門官
15	ブンカム・チャンタマンリー
	Mr. Bounkham CHANTHAMANGLY 南部法科大学教官